

第26回 京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和4年7月5日（火）

午前10時から

場所：職員会館かもがわ 1階 第2会議室

次 第

1 開 会

2 議事等

(1) 意見聴取

○ 奨学金等返還事務に係る運用の見直しについて・・・(資料1)

○ 法的措置に係る個別審査・・・・・・・・(別紙)

(2) その他

(添付資料)

- ・ 法的措置着手に係る運用の見直しについて (資料1)

(参考資料)

- ・ 第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
- ・ 第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録

法的措置着手に係る運用の見直しについて（案）

奨学金返還事務を取巻く情勢の変化に伴い、借受者間の公平性も考慮し、以下のとおり、法的措置の運用の見直しを行う。

1 現在の運用

地域改善対策奨学金等の返還が滞った借受者に対し、法的措置（民事調停、支払督促及び民事訴訟（※1））手続に着手するかどうかを判断する際の運用について、第5回及び第14回の奨学金等返還事務監理委員会（以下「監理委員会」という。）で意見を聴取したうえで定めている。

※1…民事調停：話し合いによる双方の合意により紛争の解決を図る手続。調停委員が裁判官と共に紛争の解決に当たる。通常、申立てがされてから、2、3回の調停期日が開かれ、概ね3か月以内に調停が成立するなどして終了となる。

支払督促：書類審査のみで行う迅速な手続で、申立人の申立てに基づき裁判所書記官が金銭の支払いを求めるが、相手方が支払督促の受領後2週間以内に異議申立てをし、異議申立てが受理されると支払督促は失効し、民事訴訟の手続に移行する。

民事訴訟：裁判官が法廷で双方の言い分を聴き、証拠を調べ、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続。

(1) 対象者

- ア 借受者本人及び保証人を対象
- イ 資力があるとみなすことができる者（資力がないことが明らかではない者を含む。）
- ウ 督促後、約1年をかけて4回程度の催告をしても返還に応じない者
- エ 滞納金額が50万円を超える者

(2) 方法

ア 話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることとする。ただし、訴訟で争うという意思を示している場合は民事訴訟を申し立てる（※2）。

※2…過去に法的措置を採ったのは、平成24～25年度に借受者側が訴訟による解決を求めたため民事訴訟を提起した3件。いずれも平成27～28年度に最高裁の上告棄却により本市勝訴。

イ 1年以内に消滅時効（10年）を迎える債権が滞納となっている場合は、支払督促により時効の更新を活用する。

(3) その他

債権額が少額の場合は、取立費用を勘案し、法的措置を行わない場合がある。

2 見直しの背景

- (1) 奨学金貸与制度の終了から10年以上が経過し、返還残額が50万円を超える者は、現時点で返還残額がある借受者の約1割のみであり、今後も返還残額が減少していく。
- (2) 連絡対象者（主に親権者）が対応を拒否する場合や、連絡対象者が滞納し、返還が見込めない場合に、折衝窓口を借受者本人へと切り替える際、借受者本人が本市からの再三の対応にもかかわらず応答がなく、返還免除申請等の機会も失われ、滞納額が増えていく事例がある。
- (3) 本市では、債権管理の一層の適正化を図ることにより、負担の公平性を確保するとともに、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的に、債権管理条例を制定（平成29年3月施行）し、債権管理に取り組んでいる。

3 変更後の運用（下線部が変更部分）

	現在	今後（案）
対象者	ア 借受者本人及び保証人 イ 資力があるとみなすことができる者（資力がないことが明らかではない者を含む。）。ただし、時効を更新（旧中断）するために支払督促を申し立てる場合は、資力を要件としない。 ウ 督促後、約1年をかけて4回程度の催告をしても返還に応じない者 エ <u>滞納金額が50万円を超える者</u> オ 債権額が少額の場合は、取立費用を勘案し、法的措置を行わない場合がある。	1 次のいずれも満たす借受者本人及び保証人 ア 資力があるとみなすことができる者（資力がないことが明らかではない者を含む。）。ただし、時効を更新（旧中断）するために支払督促を申し立てる場合は、資力を要件としない。 イ 督促後、約1年をかけて4回程度の催告をしても返還に応じない者 <u>（削除）</u> 2 <u>1の該当者でも、以下のいずれかの場合、適用を除外することができる。</u> ・ <u>連絡対象者又は借受者本人から返還方法が示された場合</u> ・ <u>本人が奨学金の貸与について、知らないと考えられる場合</u> ・ 法的措置に係る経費に対し、債権額が少額である場合
方法	ア 話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることとする。ただし、訴訟で争うという意思を示している場合は民事訴訟を提起する。 イ 1年以内に消滅時効（10年）を迎える債権が未返還となっている場合は、支払督促を活用し、時効の更新（旧中断）を検討する。	ア 話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることとし、<u>不成立の場合は、支払督促を申し立てる。ただし、滞納額が50万円超の場合、支払督促ではなく、民事訴訟を提起するものとする。</u> イ <u>借受者本人が返還していたときは、民事調停を申し立てずに、支払督促を申し立てることもできるものとする。</u> ウ 対象者が訴訟で争うという意思を示している場合は、民事訴訟を提起する<u>こともできるものとする。</u> エ 1年以内に消滅時効（10年）を迎える債権が未返還となっている場合は、支払督促を活用し、時効の更新（旧中断）を検討する。

※ 借受者間の公平性が損なわれないようにするため、法的措置を採る場合、採らない場合のいずれにおいても、奨学金等返還事務監理委員会で意見聴取を行う。

4 適用開始の始期

監理委員会において運用の変更について意見聴取を行い、了承を得られれば、以降適用とする。

(参考)

【第 5 回監理委員会（平成 23 年 6 月開催）】（抄）

(1) 法的措置着手対象とする滞納額

（前略）訴訟費用等を勘案し、滞納額が 50 万円以上の者とする。ただし、具体的な着手対象者については、裁判が最終手段として、慎重に対応すべきものであり、かつ、裁判着手初年度という状況を踏まえ、当面の間、基準額の 2 倍以上と著しく多い滞納金額である 100 万円以上の者とする。また、法的措置着手対象者以外の者については、法的措置の着手状況を踏まえ、引き続き、返還を指導する。

なお、法的措置着手の金額基準は、今後、法的措置の手続の進捗状況を踏まえ、見直すこととする。

(2) 法的措置着手対象者の資力の有無の確認

法的措置着手対象者に対する資力調査（不動産、自動車、その他開取り等）を実施し、資力の有無に関する資料を収集し、生活保護や奨学金等の返還免除に該当しているなど資力がないことが明らかな場合以外は、資力があるものと推定する。

(3) 相手方の意思確認

約 1 年にわたって、4 回程度催告を行っても、返還の意思を示していただけない場合（返還の意思を示されても履行されない場合を含む。）

(4) 法的措置の手法の選定

基本的には、話し合う機会を設け、自主的な解決を図ることを目的として、民事調停を申し立てることを検討していく。ただし、これまでの対応から、返還に応じない意思が明確であると判断できることに加え、訴訟で争うという意味を再三にわたり示されていると認められる場合は、民事調停が成立する見込みは乏しいため、民事訴訟の提起を検討する。

(5) 分納による返還を誓約した者の未納

分納による返還を誓約した者が 2 回目の債務不履行となった場合で、納入指定期限内（2 週間程度）に納入がなければ、期限の利益を喪失させ、滞納額全額の返還が納入指定期限内（2 週間程度）になれば法的措置に移行する。

【第 14 回監理委員会（平成 27 年 12 月開催）】（抄）

(1) 第 5 回監理委員会で、当面の間、滞納額 100 万円以上の者を法的措置対象者としていたものを、当初の 50 万円を超える者を対象者とすることに戻す。

(2) 時効による消滅時効を回避するため、消滅時効を迎える日から 1 年以内の返還金を滞納している場合は、支払督促も活用する。ただし、その場合は資力要件を要しない。

(3) 債権額が少額の場合は、取立費用を勘案し、法的措置を行わない場合がある（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号）

第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

令和3年12月22日に開催された「第25回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名後、下記2の事項について報告し、了解された。また、下記3の案件について意見聴取を行い、承認された。

1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について **資料1**

新たな任期（令和3年3月30日～令和5年3月29日）になって初めて開催した委員会であったことから、委員長の選任及び委員長職務代理者の指名を行った。

委員長には、宮川委員（弁護士）が委員の互選により選出された。

また、委員長職務代理者には、木田委員（公認会計士・税理士）が、宮川委員長から指名された。

2 報告事項

・奨学金返還事務の取組状況について **資料2**

事務局から**資料2**により報告を行い、了解された。

3 意見聴取案件

・特別な事情による猶予に関する個別審査について **審査対象者個票**

本件個別審査は個人のプライバシーに配慮し、非公開で行うこととされた。

第14回監理委員会で承認された「修正C：履行期限後も従前の連絡対象者には手続に応じていただけないが、借受者本人は、連絡対象者が返還手続に応じていない事実を知らなかった場合において、連絡対象者を借受者本人に変更したうえで、借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり、返還手続に応じていただけた場合」を猶予事由とする事例として、意見聴取対象となる本件について、事務局から**審査対象者個票**により説明し、特別な事情があるとして猶予することにつき、委員会として承認された。

第 25 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：令和 3 年 12 月 22 日（水）13 時 30 分から

（開始）

○事務局（山村室長）

委員の皆様方，ありがとうございます。

それでは，ただいまから，第 25 回の京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催いたします。

本日，会員の皆様方には大変御多忙のところ，御出席承りまして誠にありがとうございます。

それでは着席して，御説明させていただきます。

この委員会は，地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて，透明性，客観性，公平性を確保するため，第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的としまして，京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取り扱いに関する条例に基づき結成したものでございます。当委員会の会議は原則公開としておりますので，よろしくお願いいたします。

なお，お手元に配布しております委員会資料のうち，参考資料として添付しております前回委員会の了解事項及び議事録につきましては，宮川現委員長に御了解をいただいたうえで共生社会推進室のホームページで，既に公表しております。御了解いただきますようお願いいたします。

それでは，議事に入ります前に，委員改選後，最初の委員会であり，また新たに御就任をいただきました委員の方がおられますので，最初に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

○事務局（山村室長）

木田稔委員でございます。

○木田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

松尾美幸委員でございます。

○松尾委員

松尾美幸と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

宮川孝広委員でございます。

○宮川委員

宮川孝広です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

（参考資料） 1

今回から委員に御就任いただきました渡邊正子委員でございます。

○渡邊委員

渡邊正子でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

続きまして、委員会に出席しております本市の職員を御紹介いたします。
古川文化市民局長でございます。

○古川局長

古川でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

事務局の紹介をいたします。
共生社会推進室の後藤事業調整担当課長でございます。

○後藤課長

後藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

森事業推進担当課長でございます。

○森課長

森です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

水野人権文化推進課長でございます。

○水野課長

水野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

中野担当係長でございます。

○中野係長

中野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

小松担当でございます。

○小松係員

小松です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

申し遅れました，最後に私，文化市民局共生社会推進室長の山村でございます。どうぞ，よろしくお願いいたします。

それでは，委員会の開催にあたりまして，古川文化市民局長から一言御挨拶を申し上げます。

○古川局長

改めまして，文化市民局長の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は，第 25 回の監理委員会の開会ということでございまして，この場をお借りして，一言御挨拶と御礼を申し上げます。

まずは委員の皆様方におかれましては，本監理委員会の委員の就任を快くお引き受けいただきましたこと，この場をお借りしまして，改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また，年末のお忙しい中，こうしてお集まりをいただいたことに対しましても，御礼を申し上げます。

まず，この監理委員会の位置付けや性格につきましては，既に事務局から御説明をさせていただいておりますし，また本日も説明があらうかと思しますので，私からは省略をさせていただきます。これは少し個人的なことなのですが，私は 30 年以上，市役所におりますが，当時，この奨学金の返還請求をしていくことを本市として進めていくと耳にしたとき，正直申しまして，驚愕をしたことを昨日のことのように覚えています。私は同和行政に関わっていたこともあり，奨学金の制度について耳にしていたのですが，今まで市役所がやってきたことが，全てひっくり返るといいますか，まったく真逆のことをするというようなことで大変驚き，これは混乱するだろうと痛切に感じたことを本当に昨日のことのように思っています。

返還債務の手続，また人権への配慮という非常に難しい困難な課題に今までから直面してきている訳でございますが，監理委員会の委員の皆様方から，様々な御意見，御提言をいただき，何とか今までやってこられたのではないかと感じているところです。

本日も議題の中で，いろいろなケースについて御説明をさせていただきますけれども，客観性，公平性に私どもも重きを置いてございますので，是非とも忌憚のない御意見，御提言をいただき，その御意見等に対して，私どもも真摯に受け止めて，対応してまいりたいと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

古川局長は，他の公務の都合がございますので，申し訳ございませんが，ここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○古川局長

どうぞ，よろしくお願いいたします。

○事務局（山村室長）

それでは、会議を進行いたします。

議事に入ります前に、会議の成立について、確認いたします。

4人全ての委員の皆様方に御出席いただいております、条例に規定する定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことを確認いたします。

それでは、最初の議題である委員長を選出について、御審議をお願いいたします。

資料1を御覧願います。

委員長につきましては、条例の施行規則第4条第2項の規定に基づきまして、委員の互選により選出することと定められております。

委員の皆様方から、推薦のお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木田委員

よろしいでしょうか。

宮川委員には、令和元年、それから令和2年度と委員長を務めていただきました。そのような実績を踏まえまして、引き続き宮川委員に委員長への就任をお願いするのがよいかと存じております。いかがでしょうか。

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

木田委員から、宮川委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

よろしければ、拍手で御同意をいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（一同拍手）

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

それでは、賛同いただきましたので、宮川委員に改めて委員長をお願いしたいと思います。

宮川委員長、申し訳ございませんが、委員長席への移動をお願いいたします。

（宮川委員長、委員長席に移動）

○事務局（山村室長）

ありがとうございます。

それでは、規則第5条第2項の規定によりまして、会議の議長は委員長にお勤めいただくことになっておりますので、以後の会議の進行につきましては、宮川委員長にお願い申し上げます。

委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川委員長

座ったままで、お話をさせていただきます。

改めまして、今、委員長をお受けすることになりました宮川でございます。よろしくお願いいたします。

コロナは現在、少し落ち着いておりますが、本日はとてもお寒い中、お集まりいただきありがとうございます。

1年に1回の開催になって初めての会議となり、渡邊委員におかれましては、初めて御参加いただいております。

いつも申し上げていることですが、我々のような内部のことが分からない者が、あえて委員でいろいろなものを見させていただいて、意見を申し上げようという場ですので、お気づきの点があれば遠慮なく御意見いただき、闊達な議論ができればと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題、委員長職務代理者の指名に移ります。

委員長職務代理者につきましては、規則第4条第4項の規定により、委員長があらかじめ指名することと定められております。

恐縮ではありますが、木田委員にお願いしたいと思っておりますが、木田委員、いかがでしょうか。

○木田委員

了解いたしました。

○宮川委員長

ありがとうございます。

それでは、木田委員に職務代理者になっていただいたということで、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

まず、報告事項ですが、奨学金等返還事務の取組状況について、まずは事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（後藤課長）

事務局の後藤です。着席にて御説明させていただきます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。

奨学金等返還事務の取組状況を令和3年9月末日現在でまとめたもので、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの令和2返還年度分が終了した時点での取組状況についてでございます。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」の「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えたものは、条例上、一律免除となっておりますので、この表は平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権の返還手続の対象者について、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

返還手続の対象者は借受者欄、左から2番目に掲げる1,404人となっております。

分類は、借受者1,404人を完納等と、令和2返還年度の手続の対象者に分け、そして、令和2返還年度の手続の対象者の状況を返還猶予、返還免除及び返還請求の三つに分け、さらに返還請求の状況を返還済と未返還に分けております。

表の下注1を御覧ください。

完納等とは、令和1返還年度までに完納又は全部免除となったことによって、令和2返還年度以降は手続が不要となった方でございます。

この完納等の方は、令和1返還年度末時点では89人であり、全体の6.3パーセントとなっております。

続いて、令和2返還年度の手続の対象者ですが、借受者1,404人のうち、完納等の89人を除いた方であり、1,315人、全体で93.7パーセントでございます。

なお、令和2返還年度をもって完納等になる方は、今回の表では、返還の免除か返還請求に含まれており、来年9月末締め時点の報告時に完納等の欄に反映することとなります。

表の下注2でございますが、令和2返還年度をもって手続が終了した方は103人であり、令和2返還年度の終了時点では、完納等に掲げる89人と合せた192人、全体の約13.7パーセントが手続を終えていることとなります。

続いて、返還猶予は1人で、令和2返還年度の手続対象者の0.1パーセントとなっております。この1人については、収入の減少により猶予を受けておられます。

続いて、返還免除は1,108人。令和2返還年度の手続対象者の84.2パーセントで、令和2返還年度に免除決定を受けられた方と、令和1返還年度以前に、令和2返還年度分を含めて免除決定を受けておられる方の合計の人数であります。

続いて返還請求は、完納等、返還猶予及び返還免除のいずれにも当たらない方で206人、令和2返還年度の手続対象者の15.7パーセントとなっております。

表の下注3を御覧ください。

返還済とは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの令和2返還年度分までを完納している方で、返還請求のうち、令和2返還年度分までを完納された返還済の方が189人。令和2返還年度以前分の返還が完了していない、未返還の方が17人となっております。

9月末の納期限時点の状況でございますので、未返還の17人が令和2返還年度以前分の滞納者、滞納された方ということになります。

表の下注4で未返還の17人の状況をまとめておりますが、未返還者のうち、令和2返還年度分から新たに滞納となった方は13人。この内訳は、返還金の未納付の方が13人となっております。

令和1返還年度分からの継続的な未返還者は2人おられ、そのうち分納誓約が1人、所在不明が1人となっております。

この分納誓約の1人については、令和1返還年度分が、令和3年9月までの分納誓約としていたものの、最終の9月分の納入がされておらず、返還金が未納付となっていました。10月に納付をされております。

平成30返還年度分以降からの未返還者は1人。平成29返還年度以前からの継続的な未返還者は1人であり、いずれも返還金が未納付となっており、全体の未返還者数は合計17人となっております。

次に、「(2) 令和2返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」でございます。

この表は、表の下注に記載のとおり、令和2返還年度の手続対象者1,315人について、返還の猶予、免除または返還請求のいずれかを行ったものの件数と金額を示したもので、(1)の人数ベースの表に対し、完納等を除いた令和2返還年度の手続対象者についての件数ベースの状況を示したものでございます。

件数とは、例えば高校と大学の両方の奨学金を利用されている方は2件とカウントするため、件数は
(参考資料) 6

人数よりも多くなっております。

表の中の対応件数でございますが、注に記載のとおり、令和2返還年度分について、返還猶予、免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,640件、金額にして1億2,352万7,000円でございます。

返還猶予の件数は1件、金額にして20万円でございます。

返還免除でございますが、返還免除には、令和2返還年度に返還免除を決定した方だけでなく、平成28返還年度から令和1返還年度までに免除決定を行い、令和2返還年度も免除期間中である方の件数及び金額も含まれております。

件数は、1,370件、金額にして1億236万9,000円。全体に対する構成比は、件数で83.5パーセント、金額で82.9パーセントで、いずれも8割強という状況でございます。

次に、返還請求の件数は、269件、金額にして2,095万8,000円となっております。

全体に対する構成比は、件数で16.4パーセント、金額で17パーセントでございます。

この返還請求のうち、収入されたものが251件で、2,022万5,000円となっております。返還請求に占める収入の割合は、件数で93.3パーセント、金額で96.5パーセントとなっております。

一方、返還されずに未収入となっているものは、18件で73万3,000円、返還請求に占める割合は、件数で6.7パーセント、金額で3.5パーセントとなっております。

続いて、表の下に返還猶予の事由別の内訳を記載しておりますが、収入の大幅な減少による猶予が1件となっております。

次に、返還免除の事由別の内訳ですが、借受者の所得が基準以下による免除が1,370件となっております。

続いて、履行期限の延長の状況でございます。履行期限の延長とは所得が延長基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除とはなりませんが、経済的な負担に配慮し、総返還金額は変更せずに、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にするという措置を取っているものであります。

この履行期限延長の件数は返還請求の269件のうち、所得が基準以下のためが28件で、22人となっております。

続いて「(3) 督促・催告の実施状況」と、「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」についてでございます。こちらを報告するに当たり、返還金の滞納者への対応方法について御説明させていただきますので、資料の参考2を御覧いただけますでしょうか。

滞納が生じた場合、1に記載のとおり、履行期限の経過から3箇月後にまず督促を行い、その後、未納が続けば1年間をかけて催告を4回行い、それでも返還に応じてもらえない場合に特別催告を年2回行うこととしております。

次に、督促及び催告によっても返還に応じていただけない場合で、法的措置の規準である50万円以上の滞納、あるいは消滅時効の完成まで1年以内となった場合には、2に記載しているとおりの法的措置を行うこととなります。

それでは、資料にお戻りいただけますでしょうか。

「(3) 督促・催告の実施状況」でございます。

表は督促及び催告の発行日ごとに対象とした滞納者の数、その滞り者に対して講じた措置の別、措置を講じた後にどのような返還手続が行われたかの内訳を示しております。

なお注3に記載しておりますが、所在不明や個別対応中のため、督促・催告を行ってない方がおられます。

表の内容ですが、令和2年12月1日に、6人の滞納者に対して、督促及び催告を行っております。この6人の内訳ですが、注2を御覧いただけますでしょうか。

令和1返還年度分の未納付の方は当初25人おられましたが、このうち21人は、督促を行う前に返還に応じられたため、督促の対象者は4人となりました。また表の下に記載のとおり、分納誓約が履行されなかったお一人に対しても督促を行い、合計5人に督促を行っております。

そして、平成30返還年度分からの未納となっている1人の滞納者に対しては、4回目となる催告を行っております。

この督促に対し、令和1返還年度分の滞納者4人は、2人が返還金を完納したことで滞納が解消され、残りの2人とは分納契約を締結しました。分納不履行の1人と平成30返還年度からの滞納者である1人は督促・催促に応じていただけておりません。

続いて、令和3年3月1日に、令和2年12月の督促に応じなかった分納不履行の滞納者1人に対して、1回目の催告を行いました。同人はこれにも応じていないため、令和3年6月1日に、3月1日に催告を送った滞納者1人に対して2回目の催告を、平成30返還年度分からの滞納者に対して特別催告を行いました。両人ともこれに応じませんでした。

なお、令和3年9月は、督促・催告の対象はいませんでした。これは、分納不履行者が注3に記載の個別対応中だったため、9月の催告は行わなかったものでございます。

次に、「(4) 今後の法的措置対象者の見込み」についてでございます。

滞納されている方のうち、今後も返還手続を取らずに滞納が続いた場合、3年以内に法的措置の基準に該当することとなる者の状況を、50万円以上の滞納と、1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納に分けて示しております。

まず、アの50万円以上の滞納につきましては、表に記載のとおり、現在、平成30返還年度分、令和1返還年度分、令和2返還年度分の45万3,334円が滞納となっておられる方について、返還金の年額が21万3,335円であり、このまま令和4年9月末日が納付期限の令和3返還年度分も滞納された段階で、滞納額が50万円を超え、法的措置の対象となります。

この方とは、これまでから連絡を何度も取っているものの本人からの反応がなく、接触ができていない状況でございます。

続いて、イの1年以内に消滅時効を迎える債権の滞納につきましては、現在、該当者はおりません。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（令和2年度決定分）」でございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権につきましては、条例の規定により、一律に返還を免除することとされており、免除の決定は、平成19返還年度分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年行っております。

また、お亡くなりになった借受者につきましては、判明した時点で、条例の規定により死亡による免除として、返還残額全額を一括して免除しております。

まず、「(1) の免除決定の対象（総額）」でございますが、18億3,403万5,630円でございます。このうち今回の令和2年度の決定分は、(2)に記載のとおり、4,244万8,705円となっております。

アとイは、それぞれ条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者が亡くなった場合の全額の一括
(参考資料) 8

免除の状況でございますが、今回の免除は、全てアの期限到来による一律免除であり、イの免除は該当がありませんでした。

最後に、(3)に記載のとおり、これまでの免除決定の総額は17億8,406万4,965円でございますが、これは(1)に記載の対象額の約97パーセントに当たります。

続いて、(参考1)でございますが、これは本年9月末日現在の返還年度別の免除、猶予及び返還請求の状況でございます。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」につきましては、件数ベースの内容について、直近5年分のストック情報を一覧でまとめたものでございます。

続いて、これまでに返還猶予を行った事由別の内訳件数と返還免除の事由別の内訳件数とを、それぞれ5年分記載しております。

続いて、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございますが、こちらは直近5年分の条例に基づく一律免除分と死亡による免除分のストック情報となっておりますが、参考までに掲載させていただいております。

資料2の説明につきましては、以上でございます。

○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、只今の報告事項について、委員の方、御質問があればよろしく願いいたします。

○木田委員

よろしいでしょうか。

○宮川委員長

木田委員、どうぞ。

○木田委員

御説明ありがとうございました。

コロナ禍で、事業を進められるのも難しいところがあったかと思います。事業の推進状態についてどうだったのか、少し心配しておりましたところ、未返還の方が一部いらっしゃいますけれども、全般的に見せていただいて、概ね順調に進めていただいているのではないかと印象を得ております。

2点、御質問をさせていただきます。

1点目は、平成13年度以降に返還の始期を迎えた方の取組状況について、直近5年分のところで、今後の対応が必要なところは未収入のところに書いてあるかと思いますが、平成30年度に1件、それから令和元年度に3件、それから、注3のところに、平成26年度に1件いらっしゃるということで、全部で5件、未収入になってるかと思われます。これは、それ以前の資料のところでも少し対応状況について御説明いただいておりますが、ここの資料との関係を補足していただければと思います。

2点目は、全体的なことになりますが、事業自体を始められて、相当な期間を経過しているかと思いますが、全体の奨学金の債権額がいくらあって、今、全体でどれくらいまだ残っているのかということと、今後、この事業自体がどのように進んでいくかという見込みを併せて、御説明いただけたら

と思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（森課長）

事業推進担当の森です。よろしくお願いいたします。着席して御説明をさせていただきます。

まず、木田先生から今ありました1点目の御質問に対して回答いたします。

平成30返還年度と令和1返還年度の未収入につきましては、先ほど説明を行いました50万円以上の滞納による法的措置の見込みにありましており、現時点で平成30返還年度以降が滞納になっておりまして、我々も機会あるごとに御本人や保証人の方に接触を試みっていますが、インターホンを鳴らしてもまったく応答していただかず、また、手紙を送っても反応していただけない状況です。

実際のところ、免除ができるかどうか、御本人と話ができていけませんので何とも言えませんが、申請期限が終了した返還年度については免除できないものの、これからの返還分について免除となる可能性もあるかと思えます。保証人と話をすると、親子間でも話ができないようで、苦勞している状況です。このままいきますと、法的措置ということにも近々なってきますので、何とか接触できないかと思っております。

次に、二つ目の平成26返還年度の未収入1件ですが、こちらにつきましては、後ほどの議題に挙がっております特別猶予に関わる案件ですので、後程、詳しく御説明をさせていただきます。

○事務局（後藤課長）

続きまして、奨学金の全体の債権の状況と今後の見込みについて、回答します。

まず、奨学金の全体像でございますが、返還対象となります平成19年度以降の返還分の奨学金が、総額で約40億3,000万円ございます。この内訳でございますが、平成12年度以前に返還の始期を迎えて、条例上、一律免除とされている分が約18億3,000万円ございます。そして、平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権が約22億円ございます。

一律免除分につきましては、18億3,000万円のうち、約17億8,000万円が手続を完了しており、こちらの進捗率は、金額ベースで約97パーセントとなっております。

この一律免除分につきましては、平成12年度以前に返還の始期を迎えているものでございますので、返還期間の20年を迎える債権は出てきていますが、返還猶予の関係で、返還の始期が、実際は平成12年よりあとになるケースがございまして、この一律免除の事務自体は、今後、令和8返還年度分の免除手続、会計年度で言いますと、現時点では令和9年度に完了する見通しとなっております。

続いて、返還請求を行う平成13年度以後に返還の始期を迎えた22億円の進捗状況であります。こちらにつきましては、令和2返還年度までに免除が15億4,700万円、返還請求が1億9,900万円、合計17億4,600万円が手続完了となっております。総額22億円に対して、約8割の金額となっております。

残りの約2割の返還請求につきましては、今後、一括返還、猶予、履行期限の延長といった手続によって、残りどれくらいの期間で事務が終了するかは変わってくるようになりますので、現時点で確定的な終了時期を示すことはできませんが、現時点の状況に則して申し上げますと、履行期限を延長されている方がこのまま延長されたとしまして、最終の返還年度は、令和26返還年度となっております。

履行期限の延長をされていない方の最終返還年度につきましては、返還の初期に猶予の適用を受けておられるということもあって、平成25返還年度から返還が始まった方が最後となられており、この方は、予定では令和14返還年度で終期を迎えられる予定となっております。以上でございます。

○木田委員

詳細な御説明ありがとうございました。前半の質問の件につきましては、今後とも、人権に配慮すべきセンシティブなところであるということ、またプラスアルファ、コロナということもあってなかなか進めていくのは難しいことだと思いますけれども、御説明いただきましたとおり期限があるということも考えていかなければならないことでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、全般的なところであると、やはり猶予等の関係で20年以上事業が続く見込みということでございましたので、また体制等も御検討のうえ、ぜひ事業を円滑に進めていただければと思っております。ありがとうございました。

○宮川委員長

ありがとうございました。

委員の先生方、ほかにございますでしょうか。

私から、今、木田委員が聞かれたことへの説明の中でお聞きしますが、奨学金の貸与総額が約40億円で、平成12年以前に返還の始期を迎えているものについてはそのうち約18.3億円。返還猶予もあり、現時点で約97パーセントが免除済みということかと思います。20年で返還手続が終了かと思いますが、こちらも返還猶予の関係で終了の時期が後にずれる見込みとなるのでしょうか。

○事務局（後藤課長）

平成13年度以降に返還の始期を迎えた分については、今後、返還猶予をされる可能性もあり最終年度が見通せませんが、平成12年返還年度以前に返還の始期を迎えた分については、返還猶予によって返還の始期が遅れた方がいらっしゃり、令和8返還年度の免除手続で完了する見通しです。

○宮川委員長

どちらも猶予が関係するということですね。

○事務局（後藤課長）

平成12年度以前に返還の始期を迎えたものについて、一部、猶予をして返還の始期が後にずれた関係で、終期がそれに合わせて令和8返還年度になっています。平成12年度が返還の始期となったのであれば、単純に20年で返還の終期を迎えていることになりますが、今申し上げております猶予というのは、在学猶予という制度で、例えば高校に在学中に借りた奨学金が、平成12年度以前に返還の始期を迎えていて、引き続き大学に行かれて、その間は高校在学時の奨学金は返還猶予されます。高校在学時の奨学金の返還自体は、本来であれば平成12年度以前が返還の始期で一律免除の対象となりますが、大学に行かれてたことによって、その分、返還の開始時期が後にずれています。ただ、その分の奨学金については、平成12年度以前に本来返還の始期が始まっているものになるので、一律免除の対象になるということで、返還の終期が令和8返還年度となっています。

○宮川委員長

ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにございせんか。

なければ、報告事項については以上とさせていただきます。

次に、次第にありますように、本日は意見聴取案件が1件ございます。

特別な事情による返還猶予に関する個別審査についてですが、個別事案の審議となりますので、借受者に対するプライバシーの保護が必要と認められますので非公開といたしますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

御異存ないということですので、非公開とさせていただきます。

それでは、今申し上げた個別審査については、後ほど非公開で行うことにいたしまして、先に次第の「その他」に進ませていただきます。

折角の機会ですので、全体を通じまして何かお気付きの点などございましたら、御意見をよろしくお願いいたします。

なければ事務局から何かありますか。

○事務局（山村室長）

少し後先になって申し訳ございませんが、本日の委員会の議事録につきましては、こちらで案を作成しまして、委員長に御確認いただいたうえで公表をしたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

次の委員会の開催についての御案内ですが、特に臨時の案件で御参集いただくようなことがなければ、また同じように12月ごろに開催して、令和3返還年度の取組状況の報告等をさせていただきたいと思っておりますので御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

以下、特別な事情による返還猶予に関する審査として、個人情報に係らない質問及び回答の概要

○宮川委員長

特別な事情による返還猶予を認める要件について、説明してほしい。

○事務局（後藤課長）

現行の基準については、平成27年に開催した第14回の監理委員会で見直しを行ったものである。

手続を行う者が連絡対象者から借受者本人に移行する際、連絡対象者との関係で、借受者本人が条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められた場合に、期限を超えた債務を猶予するものである。

○宮川委員長

連絡対象者に関する根拠は、何で決められているのか。

○事務局（森課長）

条例、規則及び要綱での取決めはなく、手続開始当初、窓口として便宜上決めたもので、保証人とは別の場合がある。

○渡邊委員

貸与時の申請書等に、連絡対象者が自身の立場で記載することはないのか。

○事務局（森課長）

連絡対象者とは、窓口を誰にするかということを聞き取った運用上のものであり、自筆のものはない。保証人については、貸与申請書や返還計画書に保証人の氏名を記載する欄がある。

○宮川委員長

返還猶予申請書とは別に、本人名義で特別な事情を説明する申立書が提出されたのか。

○事務局（森課長）

そのとおり、返還猶予申請書とは別に、申立書を提出いただいている。

○渡邊委員

申立書は、本人が書いているのか。

○事務局（森課長）

本人が記述した申立書であると判断できる。

○宮川委員長

質問が以上であれば、委員会としての意見を取りまとめる。本件にはやむを得ない理由があるということで特別な事情による返還猶予を認めることに、異存ないか。

（異議なし）

○宮川委員長

それでは、委員会として承認することとする。